

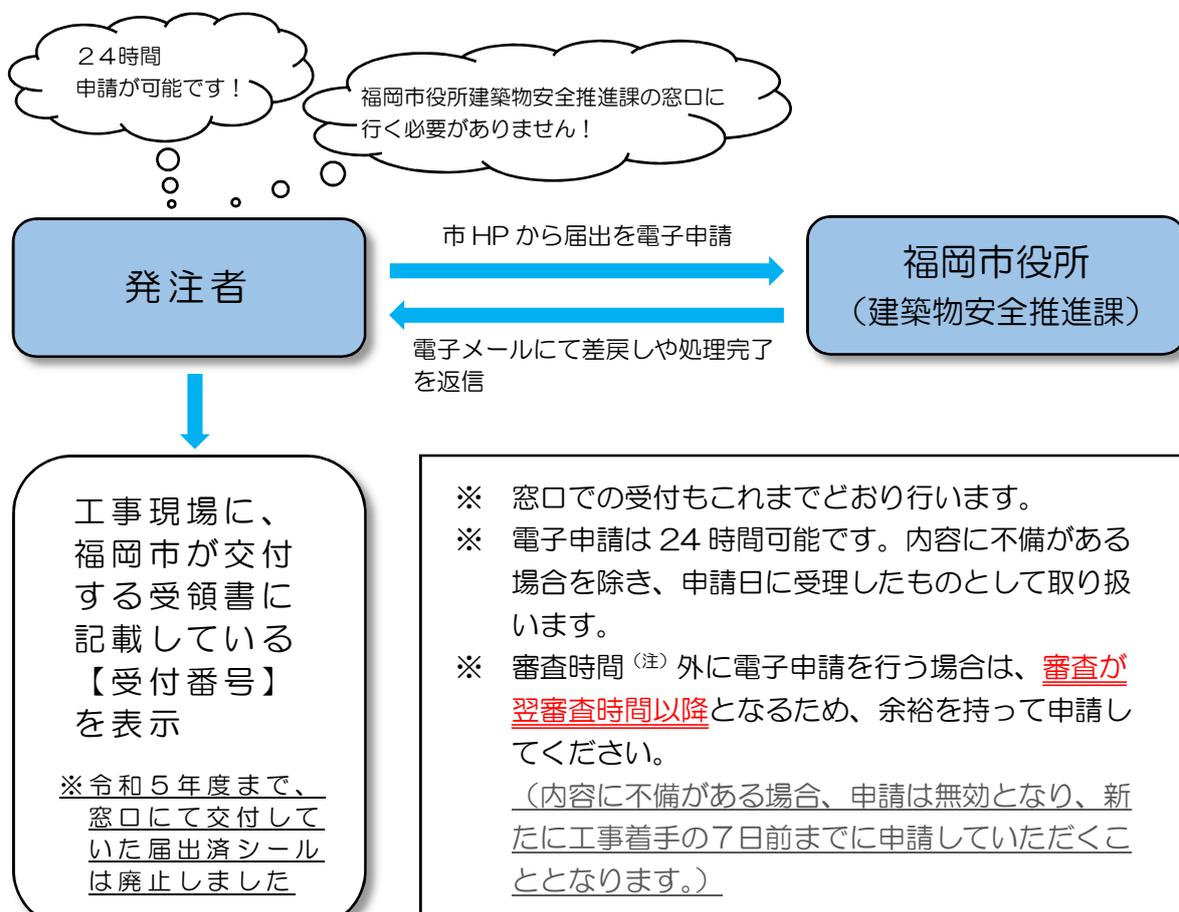
令和7年4月1日から

## 建設リサイクル法に基づく「届出」の 電子申請の受付方法が変わります！

対象工事

すべての工事（解体、新築等、改修等、土木等）

窓口による受付は、これまでどおり続きます。  
住宅都市局・建築物安全推進課に届出書等を持参してください。



注 審査時間 … 月曜から金曜日（祝日・休日・年末年始を除く）の午前9時～午後4時30分

お問い合わせ

住宅都市局 建築指導部 建築物安全推進課  
TEL：092-711-4574

詳細は裏面をご覧ください

## 電子申請について

### ○ 対象工事

#### すべての工事（解体、新築等、改修等、土木等）

※ 届出を電子申請する者は、以下の方に限られます。

- ①発注者 ②自主施工者 ③代理者

### ○ 申請期限

#### 工事着手の7日前まで

※ 申請は24時間可能ですが、審査時間（月曜から金曜日（祝日・休日・年末年始を除く）の午前9時～午後4時30分）外に電子申請を行う場合は、審査が翌審査時間以降となるため、余裕を持って申請してください。

（内容に不備がある場合、申請は無効となり、新たに工事着手の7日前までに申請していただくこととなります。）

### ○ 申請に必要な書類

以下の書類を電子申請時に添付してください。

- ① 案内図
  - ② 建築物の解体  
建築物の新築・増築  
建築物の修繕・模様替等  
土木工事等
  - ③ 工程表（任意様式）
  - ④ 委任状（任意様式 ※代理者が電子申請を行う場合のみ）
- ※ 申請書類の原本は大切に保管してください。  
※ 添付できるファイルサイズは1ファイルあたり10MB、1申請あたり200MBまでです。

## 申請手順について

### （1）「福岡市電子申請システム」へのアクセス

福岡市ホームページ > 創業・産業・ビジネス > 建築 > 建築物を買う・建てる  
> 建設リサイクル法に関する手続きについて > 建設リサイクル法の「届出」の電子申請  
※電子申請システム（Graffer）利用登録後申請可能となります。

### （2）申請作業

Graffer サイトの指示に従い、必要事項の入力及び申請に必要な書類のアップロードを行った後、申請してください。

従来の電子申請は届出書や別表を事前に作成し、アップロードしていただいていたりましたが、変更後の電子申請は、届出書と別表の記載項目を電子申請で直接入力していただく方法となります。申請内容に問題がない場合、電子申請で入力された情報が反映された届出書と別表がダウンロードできます。

よって、従来は事前に届出書と別表を作成していただいていたりましたが、変更後は不要となります。

### （3）申請後の流れ

担当職員による確認作業後に、利用登録時に設定されたメールアドレスへ、処理完了のお知らせメールを送信します。

処理完了時に交付する受領書に【受付番号】が記載されていますので、必ず工事現場に表示してください。

※ お知らせメールは大切に保管してください。

※ 処理完了のメールを受信されるまでは手続きは完了していません。内容に不備等がある場合は、福岡市による差戻しの上、再申請となります。ご了承ください。